

平成20年7月10日
文 部 科 学 省
研究振興局学術機関課

「国語に関する学術研究の推進について」報告（案）に関する 意見募集の結果について

「国語に関する学術研究の推進について」報告（案）について、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計335件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の要旨及びそれに対する科学技術・学術審議会学術分科会学術研究推進部会国語に関する学術研究の推進に関する委員会の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

これを踏まえ、平成20年7月7日の科学技術・学術審議会学術分科会において、「国語に関する学術研究の推進について」報告としてまとめられました。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成20年4月4日(金)～5月3日(火)
- (2) 告知方法 文部科学省ホームページ
- (3) 受付方法 郵便, F A X, 電子メール

2. 意見総数

335件（個人：333，団体：2）

○個人

- | | |
|---------------|------|
| ・大学教員 | 202名 |
| ・教師 | 38名 |
| ・海外教育機関教職員 | 15名 |
| ・日本語教育機関教職員 | 13名 |
| ・その他（会社員，学生等） | 65名 |

○団体

- | | |
|--------------|---|
| ・東海日本語ネットワーク | 1 |
| ・日本語教育学会 | 1 |

主な意見の要旨と考え方

○個別論点に対する意見	
<p>4. 国語に関する学術研究の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の言語政策，特に日本語教育政策の立案に必要な研究を新しい大学共同利用機関においても行うべきである。 	<p>考え方：</p> <p>大学共同利用機関は，大学と等質の学術研究を，全国の大学等の研究者の共同により推進するために設けられた学術研究機関です。大学共同利用機関では，研究者による自律的な運営が行われ，そこでの具体的な事業は，研究者の自由な発想に基づき，研究者の間で議論した上で決定されます。</p> <p>大学共同利用機関の設置に当たっては，これまで言語データベース KOTONOHA や方言文法全国地図などの学術資料の整備や研究に関して実績のある独立行政法人国立国語研究所を改組・転換することが望ましいと考えますが，独立行政法人と大学共同利用機関とは，設置目的や組織の性格が異なるため，独立行政法人国立国語研究所で行われていた事業を引き継ぐことについては，その内容を精査する必要があると考えます。</p> <p>この事業のうち，国立国語研究所で国の政策に直接協力するものとして行われてきた日本語教育に係る基準等の開発や資料の作成・提供等については，学術の振興に関する重要事項を調査審議する科学技術・学術審議会学術分科会の下に置かれる本委員会における検討とは別に，政策上の必要性の観点から，その実施主体・方法等について早急に検討することが望まれます。このことが明確となるよう報告書を修正いたします。</p>
<p>5. 新しい大学共同利用機関の組織整備の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい大学共同利用機関において，日本語教育に関する研究領域を設けるべきである。 	<p>考え方：</p> <p>本節では，新しい大学共同利用機関に求められる組織整備の基本的な考え方を示すとともに，これまで大学等で行われてきた日本語に関する言語学研究を踏まえ，新しい大学共同利用機関において共同研究等によってさらに推進することが求められる分野を4つの基本的な研究領域としてまとめています。</p> <p>その上で，これらの研究領域を超えた学際的研究や，特定の課題に対応するためにプロジェクト研究も行われることが望ましいと考えます。</p> <p>また，当機関で得られた研究成果が日本語教育に活用されることや，日本語教育研究者が共同研究に参画することも考えられます。</p>

○ その他、報告書全体に対する意見

・学術研究としての個別言語を考
える場合、「国語」ではなく「日
本語」とすべきである。

考え方：

本報告書では「我が国の文化の基盤を成すものであり文化そのもの」として「国語」の用語を用いており、新しい大学共同利用機関に対して、言語の研究としての観点にとどまらず、文化の研究としての観点から我が国の国語をとらえる研究も求めています。

なお、国民一般にとっては、日常生活などにおいて「国語」の用語が定着しており、法令等においても特別な定義を添えずに用いられています。

また、国立国語研究所がこれまで行ってきたコーパスの構築や方言に関する調査研究等を、新しい大学共同利用機関でも大学の研究者や国民等の協力を得ながら円滑に行うという観点から、新しい大学共同利用機関の名称は、当面「国立国語研究所」を引き継ぐことが適当であると考えます。

・独立行政法人国立国語研究所の
存続を求める。

考え方： 国語に関する学術研究を推進する観点から、国語に関する学術資料の収集・整理などを行うとともに、共同研究を実施する中核的な機関として、大学共同利用機関の設置が必要であると考えます。

大学共同利用機関の設置に当たっては、これまで言語データベース **KOTONOHA** や方言文法全国地図などの学術資料の整備や研究に関して実績のある独立行政法人国立国語研究所を改組・転換することが望ましいと考えますが、独立行政法人と大学共同利用機関とは、設置目的や組織の性格が異なるため、独立行政法人国立国語研究所で行われていた事業を引き継ぐことについては、その内容を精査する必要があると考えます。

この事業のうち、国立国語研究所で国の政策に直接協力するものとして行われてきた日本語教育に係る基準等の開発や資料の作成・提供等については、学術の振興に関する重要事項を調査審議する科学技術・学術審議会学術分科会の下に置かれる本委員会における検討とは別に、政策上の必要性の観点から、その実施主体・方法等について早急に検討することが望まれます。